

規制改革推進のための第2次答申（抄）

平成19年12月25日 規制改革推進会議

① いわゆる「混合診療」の見直し

【具体的施策】

「患者の切実な要望に迅速かつ的確に対応できるよう」、「一定のルールの下に、保険診療と保険外診療との併用を認める」こととした平成16年の基本的合意を実効性ある形で実施するため、以下の施策を実施する。

- (1) 先進医療に係る平成17年の厚生労働省保険局医療課長通知が導入した薬事法承認の要件を解除することと併せ、患者の選択肢を可能な限り拡大する観点から、個別の医療技術ごとに実施医療機関について審査を行った上で、国内未承認の薬物・機械器具を用いた先進的な医療技術に関する保険診療との併用を認める枠組みを創設することにより、新たな条件整備を行う。【平成19年度措置】
- (2) 平成16年の基本的合意が実効性ある形で実施されているかを検証するため、先進医療の実施件数と金額を含む調査を行い、その結果を一般に公表すべきである。【平成19年度以降逐次実施】